

盛岡市トレーニング施設共通券利用料金精算事務取扱要領

平成29年3月29日 市民部長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市総合アリーナ条例施行規則（平成24年規則第27号。以下「アリーナ規則」という。）第3条第2項の引換使用券が交付された盛岡市体育館条例施行規則（平成24年規則第30号。以下「体育館規則」という。）第3条第1項第3号の使用券及び体育館規則第3条第2項の引換使用券が交付されたアリーナ規則第3条第1項第3号の使用券（以下「共通券」という。）に係る利用料金の精算事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(精算の請求)

第2 共通券の精算に係る請求は、4月、6月、8月、10月、12月及び2月の6期に分割して行うものとする。

2 前項の請求は、各請求月の前2月間に受領した共通券について行うものとする。

(精算の手順)

第3 精算の事務は、次の手順で行うものとする。

- (1) 利用施設で受領した共通券がアリーナ規則第3条第2項又は体育館規則第3条第2項の規定により交付された引換使用券に係る共通券（以下「精算共通券」という。）であるか確認する。
- (2) 精算共通券に該当する場合は、当該精算共通券に受領年月日を記入し、取扱者印を押印する。
- (3) 業務日誌の作成時に、精算共通券をトレーニング施設共通券利用料金精算請求内訳書（様式第1号。以下「精算請求内訳書」という。）に貼付し、精算共通券の利用区分ごとの枚数、金額及び合計金額を集計する。6回券のうち、1枚につき次の単価とする。
 - ア 一般 340円
 - イ 高等学校生徒 250円
 - ウ 中学校生徒及び小学校児童 170円
- (4) 集計を終えた精算請求内訳書を複写の上、精算請求内訳書（控）を作成する。
- (5) 作成した精算請求内訳書（控）は、他の使用券控とともに、1日単位で保管する。
- (6) 作成した精算請求内訳書から、トレーニング施設共通券利用料金精算請求内訳一覧表（様式第2号。以下「精算請求内訳一覧表」という。）の当該日の欄に枚数及び金額を転記する。
- (7) 第2第1項に規定する請求月に、当該請求月の前2月間の精算請求内訳一覧表の金額を集計し、トレーニング施設共通券利用料金精算請求書（様式第3号。以下「精算請求書」という。）を作成する。
- (8) 精算請求書に精算請求内訳一覧表及び精算請求内訳書を添付し、販売施設の指定管理者に送付する。

(精算請求書への支払)

第4 利用施設の指定管理者から精算請求書を受け取った販売施設の指定管理者は、速やかに当該請求金額を払込むものとする。

(実施期日)

第5 この要領は、平成29年4月1日から実施する。